

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、令和6年11月28日付け三次建都指令第46号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 広島県三次市三次町1298番地2

（家屋番号1322番の2）

用 途 店舗・居宅

2 措置の内容

- (1) 特定空家等における建築物及びこれに附属する工作物等を措置の期限までに全部除却すること。
- (2) 対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等（廃棄物を含む。以下同じ。）を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。
- (3) 特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

3 命ずるに至った事由

令和5年9月11日、南側道路に面した2階外壁が落下し、建築材が南側道路に飛散及び道路を挟んで対面にある店舗の外壁及び看板を損傷させた。また、屋根の瓦等及び2階外壁が脱落しているため、雨漏りし、はり・柱・その他の外壁等が腐朽し、建物が変形している。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態である。

4 命令の責任者 三次市建設部都市建築課長 熊谷 宏惣

連絡先：0824—62—6385

5 措置の期限 令和7年2月28日